

# 日本における『文選』の学習——訓点資料に基づく考察——

渡辺さゆり

## 一、はじめに——『文選』とは

『文選』は、紀元前五世紀から紀元六世紀に至る優れた文学作品を集めた詩華集（三十巻本）であり、梁の武帝の長子である蕭統（昭明太子）（五〇一～五三一）が、彼を取り巻く当時の文人たちの協力を得て編纂したとされている。『文選』は現在に至るまで三十巻のまま伝わっており、日本では古くから「もんぜん」と読み習わしている。

『文選』編纂の趣旨について「文選序」では、もともと当時の文壇のために編纂したのではなく専ら蕭統自身が閲読するために名作を厳選したのであり、採択基準は「事は沈思より出で、義は翰藻に帰す」る名作、いわば純文学の名作だけに限定し、経書・諸子など道徳的・思想的な典籍の文、賢人・忠臣の至言など本質的に純文学とは言

えない諸作品は省略したことなどが述べられている。

中国における「文選」の流布については、科挙制度の問題が大きく関係する。科挙は隋の文帝楊堅（五四一～六〇四）によって開皇七年（五八七）から実施された官吏登用試験である。この科挙制度のもとでは、周から梁に至る作品を様式ごとに時代順・作品順に採録した「文選」が隋朝の士人たちにとって実用的で即効性のある伝統的詩文の模範作品集とされ學習の対象となつた。以降、「文選」に音訓を施したり、注釈を加えるなどの研究が進み、唐代では「文選」を研究・解説することを「文選学」「選学」と呼ぶようになる。元来「文選」の研究は、編纂後まもなく蕭該の「文選音義」が現れたことに始まり、その後曹憲、許淹、李善、公孫羅、陸善經などの文選学者が出たが、特に李善が注した「李善注文選」六十巻は高宗の顯慶三年（六五八）に初めて天子に献上されたとあり、その内容は現在にまで伝わっている。「李善注」後、玄宗の開元六年（七一八）、正文の「字音」「訓釈」に主眼を置いて呂延濟・劉良・張銑・呂向・李周翰の五人による注釈書「五臣注文選」三十巻が天子に献上された。<sup>\*2</sup>

宋代以降、次第に文選学は廃れていった。慶曆四年（一〇四四）三月、科挙制度改革の詔書公布に伴う大幅な科目変更により詩賦駢文の重視から明快達意の古文が重視され、「文選」は科挙の試験から排斥され当時の文壇からも冷遇されることとなつたからである。しかしながら「文選」とその注解は貴重な伝存史料を数多く包含し高い文化的価値を有していたことから、知識人たちの間では「文選」の追補や考証などの研究が絶えることはなかつた。北宋中期以降「文選」は「李善注」「五臣注」を伴うかたちで版本として刊刻される時代を迎えるのである。

## 二、日本における「文選」の受容

「文選」は早くから日本に伝来され、上代から學問・文学に大きな影響を与えたとされる。『続日本紀』光仁天皇、宝亀九年（七七八）十二月の條に次のようにある。

「庚寅、玄蕃頭從五位上袁晋卿賜姓清村宿禰。袁卿唐人也。天平七年、隨我朝使帰朝。時年十八九。學得文選・爾雅音、為大學音博士。於後、歷大學頭・安房守。」

これが国史に「文選」が現れる最初であり、中国から渡來した袁晋卿について「文選」「爾雅」の「音」に詳しく述べ、「音博士」となった人物であると伝えている。また当時の律令国家で行われていた官吏登用試験では、進士科の試験に「文選」上帙と「爾雅」の内容を問う試験が課せられ、また上代の大学寮では学ぶべき経書及び論語・孝經に続き「文選」「爾雅」<sup>\*3</sup>が挙げられていた。<sup>\*4</sup>大学寮での学習はまず「音」で読むことが先んじられたため、袁晋卿のような音博士の存在が不可欠であり、且つ官吏登用試験においても暗誦読解能力が試された。出題した文章のうち何箇所かを隠してその部分の字句を当てるという試験である。

上代において渡來の典籍を抄出して書写したものが現存しているが、それの中には光明皇后周辺で書写された「文選」や「文選音義」が含まれ、また正倉院文書の中には書写した写経生の勤務日数や仕事量が記載されたもの

も残つてゐる。高級貴族だけでなく写經生のよつた下級官人にも『文選』は知れ渡ることとなり、中には個人で所蔵するものも出現したといわれている。

藤原宮跡や平城宮跡から出土した木簡にも、『文選』が記載されているものがあるが、これは手習いされたものと考えられる。公文書などにも『文選』の内容と考えられるものがあり、『文選』についての教養は平素から役人たちに必要な知識であったと考えられている。<sup>\*5</sup>

### 三、訓点資料として見た『文選』について

【文選】は律令体制の日本に大きな影響を与えたが、内容を訓読した形跡が残る訓点資料が現存し、それらを詳細に読み下すことによって『文選』がどのように学習されてきたのかを窺い知ることができる。

中国から伝來した典籍は、当然のことながら中国語を表記するために漢字で書かれた「漢字文献」である。漢字はアルファベットや平仮名・カタカナなどの表音文字とは異なり、文字中に意味を有する表意文字である。「漢字文献」は漢字が持つ意味を正しく理解することによってその内容解釈が可能となり、この点において翻訳作業と同じ過程を有する。しかし日本においては「漢字文献」を理解する時に、原表記を残したままそれによりかかる形で自言語で理解したのであり、この点で翻訳とは異なる過程を有していた。この行為を翻訳と区別して「漢文訓読」あるいは「訓讀」と称する。「漢文訓読」は日本語のみで行われたわけではなく、朝鮮半島やベトナムにおいても行われたという記述が残つてゐる。中国周辺の漢字文化圏で行われていたことになるが、「漢文訓読」が大いに発

達し且つ現在でも行われているのは日本語である。

「漢文訓読」では漢文を読む際に、理解の助けとして句読点、助詞、活用語の語尾、或いは漢字に対する音注や和訓などを行間や欄外に書き入れる。これらの注記・符号類を漢文に記入することを加点、加点された結果文献上に残った注記・符号類を訓点といい、訓点が記入されている文献を訓点資料または訓点本・加点本と称する。

仮名が発明される以前、「漢文訓読」を行う過程で必要な日本語の情報を加点する際に使用されたのは、漢字の日本的用法である万葉仮名であった。画数の多い万葉仮名を省画化し、固定化してできたのがカタカナである。従つてカタカナは当初「漢文訓読」の場でのみ使用された文字であった。また「訓読」の際、文字ではなく星点や圈点を決められた箇所（漢字の四隅など）に加点することによって頻繁に出現する助詞・助動詞・活用語尾など示したのがヲコト点である。ヲコト点は平安時代を通じて仏教の各宗派や官学の各博士家等で盛んに用いられたが、中世以降次第に用いられなくなった。

#### 四、声調と声点について

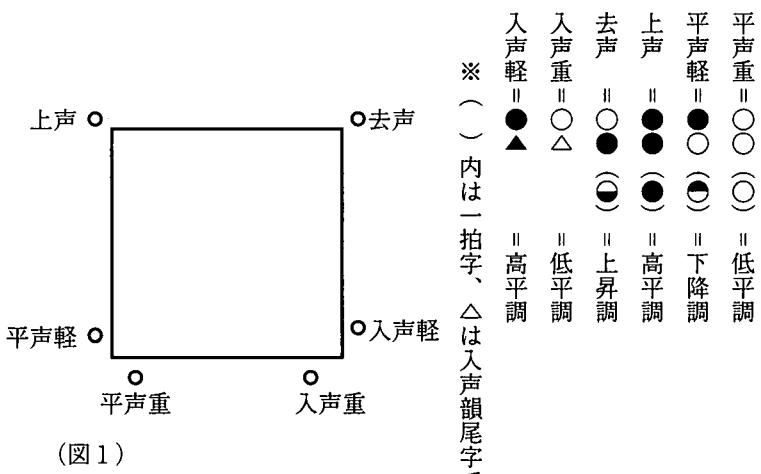
訓点資料に加点された符号の一つに、漢字の四隅に圈点或いは星点によって四声を示す声点がある。声点はヲコト点と異なりその起源を中国に求める事ができるのだが、日本に伝来した後、日本漢字音の声調を考える上で大切な要素を含むこととなる。ここでは、日本の訓点資料に加点された声点の機能と、声点を考察する上で必要不可欠な中国の韻書「切韻」について簡単に説明することとする。

【切韻】の基礎となつた中国における方言の音を中古音<sup>\*8</sup>と称する。【切韻】は六〇一年に成立した韻書、つまり「相互押韻」の可能性にもとづいて文字を分類して編んだ一種の字書、発音辞典<sup>\*9</sup>である。その後、増補を繰りかえし多くの増訂本が著されたが、これらを総称して切韻系韻書といい、増訂本の最後のものが北宋の大中祥符元年（一〇八八年）、陳彭年らが勅命によつて選定した【大宋重修廣韻】（以下、【廣韻】）である。【廣韻】は切韻系韻書中、唯一完本として現存しているため中古音の研究に欠かせないテキストである。

【廣韻】では声調を四声、つまり平声・上声・去声・入声の四種に分類する。平声・上声・去声は実際に發音される高低抑揚の型（調値）に基づいて区分されたものであるが、入声は韻尾に閉促音や、-k、-tを有する点によって他声と区分されたものである。

このような中古音の声調が日本に伝來し日本漢字音として受け入れられた。日本漢字音の声調の実態は訓点資料に加点された声点によつて知ることができるが、加点された声点の分析から日本漢字音における「漢音」がかなり忠実に中古音の声調と対応していることが明らかとなつてゐる。<sup>\*10</sup>以下にその内容を示す。（沼本（一九八六）p.52 参照）

- ①【廣韻】の四声は日本漢音でも全く同様に平・上・去・入に対応する。
- ②平声・入声は更に二類に下位区分（それぞれ「軽」「重」と称する）され、この「軽」「重」は中国中古音の頭子音の清濁に対応する。つまり平声では中古音の「清」「次清」は「軽」、「濁」「次濁」は「重」、入声では「清」「次清」「次濁」は「軽」、「全濁」は「重」である。従つて日本漢音は六声体系を基本とするものであつた。
- ③日本漢音の六種類の調値は以下の如くである。（●が高い拍、○が低い拍）



(図1)

尚、平安時代初期から中期の漢籍訓点資料では、切韻系韻書における上声全濁字について、韻書の声調に従うと上声点が加点されるべきところにすべての資料ではないものの去声点の加点が確認される資料が出現するようになる。これは、唐代長安音における声調変化、つまり【切韻】以降、上声全濁字が去声化される現象が起きたことを反映した結果と考えられている。<sup>\*11</sup>ただし、総じて去声点が加点されたのではなく韻書の声調通り上声点が加点された資料も現存する点において注意が必要である。

## 五、旧鈔本『文選』の学習方法

### (1) 中国側注釈書の利用

日本において『文選』が学習された結果、その学習の形跡を残すこととなつた訓点資料が各地に現存する。<sup>\*12</sup>現存する【文選】の訓点資料の内、旧鈔本について筆者が調査を行つた資料を次に掲げる。

#### 〈無注本〉

- ① 東山御文庫蔵（九条家旧蔵）文選卷第一「三都賦序」「蜀都賦」、卷第三「吳都賦」  
(慶應大学付属図書館斯道文庫にて、マイクロフィルム及び移点資料にて調査)

尚、本稿における所在は、卷第二「三都賦序」「蜀都賦」冒頭を001行として順次付した行数で示した。  
以下、九条本と称す。

②宮内庁書陵部藏（西園寺家旧蔵）文選卷第一「三都賦序」「蜀都賦（尾欠）」  
（原本調査及び山崎（一九八四）所収影印参照）

尚、本稿における所在は、山崎（一九八四）において本文に付された行数で示した。  
以下、書陵部本と称す。

#### 〈五臣注本〉

③天理図書館蔵（三条家旧蔵）文選卷二十残巻

（原本及び「天理図書館善本叢書漢籍之部第二卷 文選 趙志集 白氏文集」にて調査）

#### 〈集注本〉

④文選集注卷第八「三都賦序」「蜀都賦」、卷第九「吳都賦」

（京都帝国大学文学部景印旧钞本第七集】にて調査）

以下、集注本と称す。

#### 〈六臣注本〉

⑤宋明州刊本六臣注文選第四卷「三都賦序」「蜀都賦」、第五卷「吳都賦」

（足利学校秘籍叢刊第三文選第一巻】にて調査）

日本における「文選」の学習—訓点資料に基づく考察—

尚、本稿における所在は、右記テキストの頁数で示した。  
以下、足利本と称す。

さて中国から伝来した漢字文献を、当初日本ではどのような方法で学習し内容を理解したのだろうか。もちろん漢字文献は、中国において中国の自國語である中国語を表記するための「漢字」を用いて書かれた文献であることは言うまでもない。日本でも中国語として理解し、中国語で内容を解釈することが可能となれば大きな問題はないであろう。しかし、漢字文献に携わるすべての人々が中国語を理解していたとは考え難い。ここで中国語を表記するための「漢字」が表意文字であったことが、日本における漢字文献の学習を手助けする大きな要因となつたのである。

漢籍<sup>13</sup>の学習について律令体制のもとでは、「学令」における「教授使用すべき諸經の注釈に関する規定」<sup>14</sup>が存した。

「周易鄭玄。王弼注。尚書孔安国。鄭玄注。三礼。毛詩鄭玄注。左伝服虔注。杜預注。孝經孔安国。鄭玄注。論語鄭玄。何晏注。」

【論語】を教授する際には鄭玄・何晏の注釈を用い、【孝經】を教授する際には孔安国・鄭玄の注釈を用いよとの内容である。これらの注釈はすべて中国側で作成されたもので、唐令とも一致する。日本において漢籍を学習するシステムはある程度、拘束力のあるものであつたと考えられるのである。中国側注釈書を用いての漢籍学習は唐に

倣つた律令体制の指針として示されたのであるが、以降、日本における漢籍学習の基本となつた。つまり本文と中国において作成された注釈を対照し内容を理解することが漢籍学習における一つの方法となつたのだ。この学習方法に関する主な先行研究として次の二例がある。

- ① 沼本克明（一九六九）「古文尚書平安中期点の字音注記の出典について」

古文尚書平安中期点に加点された反切注・同音字注は、経典釈文を単独出典として加点された。

- ② 松本光隆（一九八二）「漢書楊雄伝天暦二年点における訓読の方法」

小助川貞治（一九九〇）「上野本漢書楊雄伝の声点について」

上野本漢書楊雄伝（天暦二年点）の和訓及び声点は割行の顔師古注や上下欄外の書き込み注を典拠として加点された。

【文選】に対しても中国において【李善注文選】【五臣注文選】などの注釈書が作成されたことは前述の通りである。これらの注釈書は【文選】とともに日本に伝来したと思われ、【文選】学習の本文理解に大きな役割を果たすこととなる。

松本（一九八五）では、書陵部本の訓点や書き込み注を集注本と照らし合わせ、「文選」の訓読と諸注の利用について具体的な例を挙げその関係性を明らかしている。

例えば書陵部本<sup>330</sup>行「校」の右注「カムカフレは」<sup>15</sup>は集注本注釈内の「李善注王逸楚辭注曰考校也」、<sup>335</sup>行「聿」の右注「コヽ」は同じく「劉良曰聿猶是也」を典拠として加点された例と考えられるなど、本文に加点された和訓の典拠を注釈内に見出すことが可能であるとしている。また書陵部本<sup>374</sup>行「彪炳」は声点及び音合符によって音読

を指定した後、右注「とテリて」と和訓が加点され、また同行「灼鑠」は右注「シヤクリヤクとテレリ」との如く、仮名音注と和訓が「と」を介在して加点されているが、これら二例は文選読み<sup>\*16</sup>が成立している例である。松本（一九八五）ではこの二例の文選読みは集注本内の注釈である「劉良曰彪炳灼鑠光彩兒」がその和訓の典拠であり、さらに「兒」がキーワードとなり文選読みが成立したのではないかとしている。

## (2) 集注本における声点の典拠について

集注本は、院政初期と推定される奥書を持つ『文選』テキストであると同時に、加点が認められる訓点資料としてもその価値を有するものである。加点内容は大半が声点と句読点で、ヲコト点と仮名点は全く見られない声点部位の訓点資料である。加点された声点を詳細に調査した結果、集注内に記載された音注、或いは欄外書込注の音注との間で非常に高い共起率を示したのであるが、これは音注に存在する被注本文にほぼ例外なく声点が加点されていることを示している。逆に音注の存在しない本文に声点が加点されることはない。

さらに加点された声点の声調体系は平声及び入声に軽重を区別する典型的な六声体系であり、且つ上声全濁字の去声化が全く認められない点に特徴がある。つまり加点された声点は、学習者の「字音直読」によって加点されたのではなく集注内の注釈に存する音注を典拠として学習的に加点されたものであると考えられる。(渡辺・小助川(一九九六) 参照)

【文選】を学習する際に中国側注釈書を典拠として学習した典型的な例であるが、ヲコト点・仮名点が皆無であることを考え併せると、本文を読み下し内容を理解するための学習であつたか否かについては問題が残る。

### (3) 書陵部本の声点の典拠について

書陵部本は無注本であるが、その行間にヲコト点・仮名点・声点・反切注等の訓点が施された訓点資料で、訓法は菅家のものを伝えているとされている。集注本と「三都賦序」「蜀都賦（尾欠）」が重複し現存しているので対校が可能である。書陵部本に加点された声点は集注本に加点された声点と同様に平声と入声に軽重の区別がある六声体系であるが、軽重の区別にはその加点位置に問題が残ることがある。集注本と大きく異なるのは上声全濁字が去声化されている点であり、当時の日本漢音が反映されていると考えられる。書陵部本に加点された声点の典拠は、集注本音注の被注字である場合、集注本に記載されている音注を典拠とし、そうでない場合は切韻系韻書を参照したのではないかと考えられる。また書陵部本では本文を訓読する際に行間に和訓を加点しており、同時にすべての被注字に声点を加点したのではないことが明らかとなっている。つまり書陵部本の加点者は本文を理解しながら必要に応じて必要な情報を加点した上で読み下していたと考えられ、終始学習的に声点が加点された集注本とは、加点者の意識に違いが認められる。（渡辺（二〇〇一）参照）

書陵部本は「文選」の内容を理解しながら学習したことが窺える資料であり、また中国側注釈書だけではなく切韻系韻書も併せて典拠としていたと考えができる資料である。

### (4) 九条本の書き込み注の典拠について

九条本は平安時代から南北朝時代に亘る取り合せ本である。無注本であるがその書き込み注には李善注・五臣注や文選集注所収の注釈書名を見ることができ、とりわけ卷第一後半「三都賦序」「蜀都賦」は集注本や書陵部本

と対校可能であるため大変貴重な訓点資料である。九条本に書き込まれた音注は和訓や漢字漢文注とは異なり出典名が表示されることはほとんど無いが、声点は加点者の解釈を含むことなくそのまま転記されることが多い、また注釈書間での特徴も出やすいため出典を特定することが比較的容易である。そこで九条本に書き込まれた音注（反切注、直音注）について集注本、或いは書陵部本と比較し、その典拠について考察を行った。また九条本には「六臣註」という注記が存することから六臣注本<sup>\*17</sup>に記載されている音注との対校も併せて行った。

その結果、九条本卷第二に書き込まっている出典名不記載の音注は、六臣注本記載の音注を全載の方針で参照転記し、六臣注本に音注が無い場合には音決（集注本）記載の音注を参照転記したことが明らかとなつた。また九条本卷第二に書き込まれた音注は六臣注本を典拠とする場合、反切注は「〇〇反」、直音注は「六〇」<sup>\*18</sup>、音決（集注本）を典拠とする場合、反切注は「〇〇反」、直音注は「六〇」と記載され、表記上の書き分けが認められた。また九条本に書き込まれた漢字漢文注についても六臣注本がその典拠となつていた。（渡辺（一九九九・二〇〇〇）参照）以上より九条本に書き込まれた注釈は、中国側注釈書を典拠としているものの、旧鈔本以上に六臣注本の影響が大きいことが明らかになつた。卷第二はその奥書より藤原師英によって正慶元年（一二三三）に書写移点されたことが明らかである。中世における【文選】の学習を考える一つの重要な資料である。

### (5) 古辞書の利用

漢籍の学習には中国側注釈書の利用とともに、古辞書が使用されていたことは松本（一九八二）などにより指摘されてきたところである。つまり経書の注釈活動は正文に対する専用の注と經典釈文とを利用して行うという定型

が存していたのに比べ、史書、集書ではより広範な注釈活動が行われていたのである。

『文選』の学習にも中国側注釈書とともに古辞書が使用された。例えば集注本の欄外に書き込まれた漢字文三四条中音注を含む書込注十四条は、ほとんどが『玉篇』や『切韻』を典拠とする内容であることが明らかとなつてゐる（渡辺・小助川（一九九六）より）。ただしこれらの書込み注は割注内の「劉達」注や「李善」注を対象とした注釈であり『文選』本文の解釈にはほとんど関係しない。従つて集注本における注釈活動は割注内の諸注が主たる典拠であつたものの、経書の注釈活動のような定型ではなく、より広範囲な注釈活動が存したものと思われる。

また書陵部本は前述の如く、内容解釈のためにヲコト点、仮名点、声点などが加点されているが、声点の加点には切韻系韻書も利用されたのではないかと考えられ、その注釈活動の幅に広さが認められる。

## 六、版本『文選』の学習方法—足利本の場合—

九条本『文選』の書込注の典拠として六臣注本が大きな役割を果たしたことは前述した。六臣注本のテキストとして足利本を利用したが、足利本も行間、欄外に詳細な加点が認められる訓点資料である。

足利本は五臣注を前、李善注を後に配した六臣注本であるが、六臣注本最古の刊本、且つ最早の印本である（長澤（一九七四）。斯波（一九五七）では「善注に省略せる所有るを以て、其の劣れる所となすが、多く李善注・五臣注の舊式を存し、且注中文字後人の改竄を経ること少きを以て、其の優れるところとする」とある。この足利本の訓点について以下の先行研究がある。

斯波（一九五七）より

「此の本、巻中、點校頗る密である。巻三・巻六・巻十二・巻十五等に、「加朱黒點 三要」の識語が有る故、それらも三要の加えた所であろう。三要は即ち足利學校第九世主閑室和尚で、諱は元佶、一名三要、肥前小城郡の人、慶長十七年壬子五月一日駿府に於て没した」

「此の本に記入せる訓點を見るに、中には五臣注及び李善注に據つたと思はれない訓み方が有る。而してそれは、多く九条家藏舊鈔本・上野氏藏舊鈔本・觀智院藏元徳二年（一三三〇）書寫本との訓讀と相合する。蓋し三要の訓讀は必ずしも此の本に即してなされたのではなく、恐らく我國傳來の読み方を此の本に移したのであるう。書陵部藏明州刊本にも訓點が記入してあるが、試みに西京賦に就いて足利本の訓點と相較するに殆んど相合する。」

「昔見を以てすれば、訓讀を施せる文選の刻本は慶安本を以て始めと為すかと思はれるが、慶安本の訓讀亦此の本の書き入れと同系統に屬する。」

長沢（一九七四）より

「尚、到る處に、庠主三要が李善注本・五臣注本と校合した手筆があり、加筆の訓點は慶安刊本と同一系統であるといはれる」

柏谷（一九八二）より

「朱墨点を加えた三要是、足利學校第九代の校主である閑室元佶で、西暦一五四四年に生れ、一六一二年六十五才で死んでいる。秀吉の小田原攻めの翌年、天正十九年（西暦一五九一）秀次が会津を攻略して引き揚げ

る際、三要は伴われて上洛してゐるので、加点の時期は、永禄三年（西暦一五六〇）から天正十九年までの約三十年間のうち、天正十九年に近い頃と推定される。」

『文選』の学習はまず中国側注釈書に依拠する形式で行われたことは前述の通りである。これに従うと、足利本は六臣注本であることから、そこに加点された内容は割行に記載された五臣注あるいは李善注を典拠としたものと考えられるところである。しかし、前述の斯波（一九五七）の記載通り、足利本にはそれらの注釈に依ったとは思われない読み方が存し、それは旧鈔本『文選』の読み方と合致する例が存する。果たして何を典拠として刊本『文選』は学習されたのか。

そこで足利本に加点された訓点の内、和訓（体言）についてその加点内容を旧鈔本『文選』である書陵部本及び九条本と比較検討を行つた。以下に例を掲げる。

（例1） 足利本 304行

玉の サカキの  
巵 無 キハ  
當 ソコ

※ ヲコト点は平板名、和訓をカタカナで示す。以下、同じ。

足利本割注 → 向曰巵酒器也當底也／劉曰・・・巵一名酙酒器也當底也

九条本 013 → 014  
 玉の サカツキの  
 屜無 瑞無

(「扈」の左注) 酒器也 / (「當」の左注) 底也

書陵部本 332  
 玉の サカツキの  
 屌無 瑞無  
 (「瑞」の左注) 底也

(例1) は足利本において「扈」には「サカツキ」、「當」には「ソコ」と加点されており、これらの典拠と考えられる注釈が割注に存する。九条本、書陵部本においても同様に「扈」に「サカツキ」、「瑞」に「ソコ」とあり、左注に和訓の典拠となつたと思われる注釈が記載されている。(例1) の如く足利本、書陵部本、九条本で等しい和訓が加点される例は多く存するが、書陵部本、九条本に書き込まれた和訓と異なる和訓が足利本に加点された例は皆無である。

(例2) 足利本 325 タチハシ

足利本 割注に相当する注釈無し

九条本 123

「掌」に加点無し

書陵部本 464

(右注) タナコヽロ

(例3)

足利本 327

トモカラフ  
屬

足利本

割注に相当する注釈無し

九条本 134

(右注) トモカラ

書陵部本 473

「屬」に加点ナシ

(例2) (例3) は、足利本に加点された和訓の典拠が割注内の五臣注・李善注に確認できない例である。

(例2) は足利本「掌」に「タナ心」と和訓が付されているが割注内に典拠を見出すことができない。しかし書陵部本に「タナコヽロ」という和訓を確認することができる。また(例3) は足利本「屬」に「トモカラフ」と和訓が付されている。これは「トモカラ」の誤写であると思われる。この例も足利本の割注内に典拠を見出すことはできないが、九条本に「トモカラ」という和訓を確認できる例である。

従つて足利本に存する和訓は旧鈔本「文選」に存する和訓の影響を受けたと考えることが可能である。

足利本に加点された和訓(体言)を通観すると、その約五十五%は九条本・書陵部本と被注字が等しく、約三十

四%が書陵部本と、約二%が九条本と被注字が等しいという結果であった。従って、足利本に存する和訓（体言）中、約九十%は書陵部本と被注字が等しいことになる。

さらに、加点された和訓（体言）の内容についてであるが、足利本では一語に対し加点された和訓は一つであり、異なる和訓が重複して加点される例は無い。また足利本に存する和訓を九条本、書陵部本と比較した場合、異なる和訓が加点されている例は皆無であった。

つまり足利本に存する和訓（体言）の約九十%は書陵部本と被注字、内容ともに等しいことになり、旧鈔本である書陵部本と刊本である足利本の互いの影響関係を軽視することはできないと思われる。

## 七、まとめ—旧鈔本『文選』と刊本『文選』の学習

『文選』は古くに日本に伝来し、文学や学問に影響を与えたとされる。上代では大学寮で教授すべき科目となり、官吏登用試験にも問題として出題された。正倉院文書にも『文選』が書写された記録が残っており、また平城京跡や藤原京跡からも『文選』の内容が書写された木簡が発掘されている。『文選』は高級貴族から下級官吏に至るまで、学習の対象となっていたと思われる。

『文選』が日本で学習されていたことは、ラコト点や声点などが加点された訓点資料からも窺い知ることができる。日本に現存する『文選』の訓点本の大部分は平安時代中期以降の資料であるため、訓点資料から上代の学習実態を知ることはほぼ不可能であるが、平安時代中期以降について『文選』の学習方法を考察することは可能である。現

在、明らかとなつてゐる「文選」の学習方法は、中国で作成された注釈書を典拠として本文を読み進める方法と、切韻系韻書などの古辞書を典拠として読み進める方法、主にこの二つである。「文選」に加点された声点や和訓を李善注や五臣注などの「文選」の中国側注釈書と比較検討することにより、中国側注釈書の内容が訓読する際に大きな役割を担つてゐることが明らかとなり、また出典名不記載の書込音注についても、中国側注釈書の内容を典拠とする以外に切韻系韻書を典拠とし加点された場合も存し、古辞書類も訓読の際の助けとなつてゐたことが明らかとなつたのである。

「文選」の訓点資料を訓点が加点された時代順に通観すると、「文選」の学習方法は時代が下るに従つて変化したことでも確認することができる。つまり行間や欄外に加点された訓点の量が増加し加点密度が高くなるのである。旧鈔本では「文選」を書写する際に、本文とともにヲコト点や書込み注の内容も移点するのであるが、時代が下るに従い訓点の量も増え、また複数の本から加点内容を移点することもあるので、種々の様相を呈した訓点が同時に書き込まれることになる。その結果、一つの語句に対し複数の和訓や声点が加点される例も生じることになるのである。移点によつて学習内容は伝承され、伝統的訓点が継承されるが、反面、その時代の日本語の実態に即したとは言えない内容を伴う訓点も存することになり、この点において十分に注意を施す必要があろう。旧鈔本「文選」における伝統的訓点の継承問題は常に大きな問題を含んでゐるのである。

本稿では旧鈔本に引き続き刊本である足利本を訓点資料として位置付け、その加点内容の一部について旧鈔本（書陵部本・九条本）との比較検討を行つた。足利本は六臣注本であり割注に五臣注・李善注が記載されている。「文選」の学習には主に中国側注釈書が典拠として利用されていてことから、足利本の訓読にも割注の注釈内容が典拠と

なつたと考えることは問題ないと思われる。しかし実際の調査結果では、足利本と旧鈔本（特に書陵部本）との影響関係を否定することはできない状況が明らかとなつた。つまり足利本の加点内容（本稿では和訓（体言））は非常に高い確率で書陵部本の加点内容と共に起していたのである。

また実際に足利本の訓読を試みると、その加点内容に従いほぼ問題なく読み下すことが可能である。つまり一つの語句に対して複数の情報が書き込まれず、情報が限定されているため容易に読み下すことができるうことになる。この点において足利本は書陵部本や九条本と加点内容の性質が異なると思われ、訓点の継承問題を考慮する際に注意が必要である。

平安鎌倉時代における『文選』の学習は中国側注釈書や古辞書を利用しながら訓読し、訓読の助けとなつた注記や符号を訓点として加点し、その加点内容が伝統的訓点として継承されていった。平安鎌倉時代における旧鈔本訓点資料に基づいた訓点研究は現在でも行われており、着実にその成果が積み上げられている。

今回、刊本である足利本と旧鈔本である書陵部本・九条本との比較を行つたことにより、刊本の学習に対し旧鈔本の影響が認められることとなつた。これはすでに斯波（一九五七）により指摘されたところであるが、今後は足利本と旧鈔本の訓点についてさらに詳細に比較分析し、具体的にどのような影響関係が存したのかを解き明かすことが必要であると思われる。このような分析を通して、中古から中世そして近世へと『文選』がどのように学習され、どのように継承されたのか、その過程が明らかになるであろう。

註

- \* 1 「文選」の編者問題については、新たに劉孝綽主導説が提唱されており、贊否両論が火花を散らしている。  
詳細は岡村（一九九九）第一章「[文選]編纂の実態と編纂当初の[文選]評価」参照。
- \* 2 參考文献・小尾（一九七四）・岡村（一九九九）
- \* 3 日本思想大系三「律令」一二六三頁頭注参照。
- \* 4 学令に「凡学生。先読經文。通熟。然後講義。」とある。（日本思想大系二「律令」一二六四頁）
- \* 5 東野（一九八三）参照。
- \* 6 「訓点語辞典」「訓点語概説」より
- \* 7 石塚（一九九五）参照。
- \* 8 Karlgren氏の「*Ancient Chinese* の訛語」（[中國文化叢書1 言語] p.112）
- \* 9 [中國文化叢書1 言語] 一一一頁参照。
- \* 10 音系字音の声点が示す声調は「広韻」の四声とは異なる。沼本（一九八六）参照。
- \* 11 沼本（一九八六）一四一頁参照。
- \* 12 現存する旧鈔本「文選」一覧は渡辺・小助川（一九九六）参照。
- \* 13 中国から伝來した漢字文献の内、仏典以外の文献
- \* 14 沼本（一九八六）一四一頁参照。
- \* 15 「日本思想大系3 律令」一二六四頁頭注参照。
- \* 16 平仮名表記「は」はラコト点、以下同。
- \* 17 文選読みには2つの形式がある。①「漢語 ト 和語（属性概念を表す語） ②「漢語 ノ 和語（実態概念を表す語）」  
「兒」をキーワードとして本文解釈に文選読みが成立するには①に限られている。  
足利本をテキストとして使用した。  
漢字一字を「〇」で示した。

## \*参考文献

## 〈テキスト〉

- 青木和夫・稻岡耕一・笛山晴生・白藤禮幸（一九九八）『新日本古典文学大系16 続日本紀5』 岩波書店
- 足利学校遺蹟図書館後援会（一九七四）『足利学校秘籍叢刊第三 文選第一卷』 汲古書院
- 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫（一九七六）『日本思想大系3 律令』 岩波書店
- 京都帝国大学文学部（一九三六）『京都帝国大学文学部景印旧钞本第七集』
- 天理図書館善本叢書漢籍之部編集委員会（一九八〇）『天理図書館善本叢書漢籍之部第一卷 文選』 趙志集 白氏文
- 集 八木書店
- 山崎誠（一九八四）「文選卷一 宮内庁書陵部藏「菅見記」紙背、影印・翻刻並びに解説」『鎌倉時代語研究』7 武蔵野書院
- （書籍・論文）
- 石塚晴通（一九九五）「聲點の起源」「日本漢字音史論輯」汲古書院
- 岡村繁（一九九九）『文選の研究』 岩波書店
- 吉田金彦・築島裕 石塚晴通・月本雅幸（二〇〇一）『訓点語辞典』 東京堂出版
- 牛島徳次・香坂順一・藤堂明保（一九六七）『中国文化叢書1 言語』 大修館書店
- 斯波六郎（一九五七）『文選諸本の研究』 斯波博士退官記念事業会
- 小助川貞次（一九九〇）「上野本漢書楊雄伝の声点について」「国語国文研究」86
- 小助川貞次（一九八七）「上野本漢書楊雄伝訓点の性格」「訓点語と訓点資料」77
- 小尾郊一（一九七四）「文選解説」「全紙漢文大系第26巻 文選（文章編）」1 集英社
- 松本光隆（一九八二）「漢書楊雄伝天曆二年点における訓読の方法」「国語学」128 〔平安鎌倉時代漢文訓読語史料論〕（二〇〇七）汲古書院 所収
- 松本光隆（一九八五）「文選の訓読における注釈書の利用について」「鎌倉時代語研究」8 〔平安鎌倉時代漢文訓読

語史料論】（二〇〇七）汲古書院 所収）

沼本克明（一九六九）「古分尚書平安中期点の字音注記の出典について」【国語学】 東京堂出版

沼本克明（一九八六）「日本漢字音の歴史」 東京堂出版

長澤規矩也（一九七四）「明州刊本六臣注文選解説」【足利學校秘籍叢刊第三 文選第一卷】 沢辺さゆり（二〇〇一）「宮内庁書陵部藏文選卷第一院政期点における声点加点から見た注釈活動について」【北海道

大学大学院文学研究科研究論集】創刊号

渡辺さゆり（二〇〇〇）「九条本文選卷第二における漢文注の典拠について」【国語国文研究】

渡辺さゆり（一九九九）「書込音注から見た九条本文選卷第二の注釈書の利用について」【訓点語と訓点資料】

渡辺さゆり・小助川貞次（一九九六）「訓点資料として見た「文選集注」卷第八及び卷第九の問題点」【訓点語と訓

点資料】 97

東野治之（一九七七）「奈良時代における「文選」の普及」【正倉院文書と木簡の研究】 埼玉房

東野治之（一九八三）「木簡が語る日本の古代」 岩波新書

柏谷嘉弘（一九八二）「足利本文選の漢語（1）」【大阪大医療技術短期大学部研究紀要（人文）】 12